

## 電力需給対策に関する制度見直しについて

### 1. 独占禁止法の運用の明確化

ピーク時の電力の削減目標を達成するため、業界団体において、各社の休業日の日程調整を行うこと等が独占禁止法上、問題ないことを公正取引委員会において示した。

### 2. 自家発電施設の工事計画に係る工事開始制限期間の短縮

自家発(ディーゼル発電設備)の設置円滑化を図るため、技術基準に適合しないものではない等と認められる場合は、工事計画に係る工事開始制限期間を短縮する。(既に、地方産業保安監督部において要望に応じて対応中)。

### 3. 自家発電施設の設置に係る定期事業者検査時期の弾力化

自家発の継続運転を図るため、電気事業法上の定期事業者検査の実施時期を延長する弾力的運用を実施する(3月29日付で経済産業省から地方産業保安監督部に運用方針を通知済)。

### 4. 自家発電施設の設置に係る届出期間の短縮化についての通知

新たに自家発電施設を設置する場合に、工場立地法上の届出の事務手続を迅速化するよう経済産業省が地方自治体に対し通知を行う。

### 5. 自家発電施設の設置に係る緑地規制等の運用についての通知

新たに自家発電施設を設置する場合に、その設置によって工場立地法上の準則に不適合となるものであっても、当面の間は勧告の対象としないこととする旨、経済産業省が地方自治体に対し通知を行う。

### 6. 自家発電設備の活用等に係るエネルギー使用量の計算に係る配慮

自家発電設備の活用(運転)等、節電対策の実施に伴う原油換算エネルギー使用量の増加については、経済産業省において省エネ法の運用上一定の配慮を行い、その理由が明確な場合、省エネ法に基づく特定事業者の指定等を行わないこととする。

### 7. 自家発電設備の活用に係るばい煙排出基準の自治体上乗せ規制についての通知

夏期の電力需給対策の一環として自家発電設備を活用する場合、大気汚染防止法の上乗せ規制の趣旨を踏まえつつ、個々の地方自治体において、地域ごとの実状を踏まえて上乗せ規制の取扱いについて適切な判断を行うよう、環境省から地方自治体に対して通知を行う。

## **8. 非常用自家発電設備の活用に係る電気事業法の運用**

夏期の電力需給対策に配慮して、保安管理の徹底を図ることを前提に、非常用自家発電設備を需給ひっ迫が生じる時間帯に需要減少のために運転できるものとして取り扱うよう、経済産業省が地方産業保安監督部に対し通知を行う。

## **9. 自家発電設備の活用等に係る騒音規制値の自治体上乗せ規制についての通知**

夏期の電力需給対策の一環として自家発電設備を活用する場合や、工場の早朝・夜間操業を行う場合、騒音規制法の上乗せ規制の趣旨を踏まえつつ、個々の地方自治体において、地域ごとの実状を踏まえて上乗せ規制の取扱いについて適切な判断を行うよう、環境省から地方自治体に対して通知を行う。

## **10. 自家発用燃料貯蔵に関する消防法の許可手続き迅速化**

自家発電用燃料貯蔵に関する消防法の許可手続きについては、迅速かつ適切に行われるよう、総務省から市町村に対して要請を行う。

## **11. 災害復旧のための発電設備の設置に係る環境影響評価法の適用除外**

今回の震災により原形に復旧することが不可能となった自社の発電設備の電気供給量を補うために、東京電力・東北電力が当該発電設備に係る発電所以外の場所で行う発電設備の設置の事業については、「災害復旧の事業」として環境影響評価手続の適用除外となることを確認した。

## **12. 労働条件の見直しについての対応**

各企業の節電対策に必要な労働時間のシフトなどの労働条件の見直しについては、現行法制の枠内で十分な労使協議等の手続を踏むことによって対応可能であることから、厚生労働省において労使が協力して節電に取り組むに当たり必要な手続きルール等をパンフレットの作成・配付、相談対応の充実等を通して周知、徹底する。

## **13. オフィスビル等の室内温度についての対応**

今次の節電対策として、各企業がオフィスビル等の室温設定を見直す場合にあっては、まず、室温を28℃とすることについて、改めて強く推奨し、各需要家の取組の徹底を図ることを基本とする。

なお、需要家の自主的な行動として室温を29℃に引き上げることも考えられるところであり、その場合には、熱中症の発症の危険性や心身への負荷が高まらないよう十分な工夫を行い、適切な換気や扇風機の使用等により風通し

を良くするなど室内環境への配慮の徹底、作業強度の適切な管理などが行われるよう、需要家に十分に周知を図る。

#### **14. オフィスビル等の照度についての対応**

オフィスビル等の照度については、幅を持って認められているJISの照度基準値の下限値を経済産業省において明確化、周知することにより、需要家の適切な照明利用を促す。また、官公庁においても民間と同様の対応を図る。

#### **15. オフィスビル等の換気についての対応**

オフィスビル等の換気については、建築物衛生法及び労働安全衛生法上の室内CO<sub>2</sub>濃度基準を周知することで、過度な換気による過大な電力消費及び冷房効率低下の抑制を促す。